

リスク評価において許容濃度や TLV-TWA の設定がない場合の対応について（案）
（TLV-STEL 又は TLV-Ceiling の値のみの場合の取り扱い）

9月30日に開催した「2019年度第1回化学物質のリスク評価検討会」において、TLV-Ceiling の値しかない化学物質の二次評価値の設定やばく露レベルの取り扱い等について検討が行われた。

これを受けて、10月7日に開催した「2019年度第4回化学物質のリスク評価検討会（有害性評価小検討会）」においても検討が行われたが、これらの会議における議論を踏まえ、日本産業衛生学会の許容濃度や ACGIH の TLV-TWA が設定されておらず、ACGIH の TLV-STEL 又は TLV-Ceiling の値のみしかない化学物質のリスク評価における取り扱いは、以下のとおりとする。

1 対応方針（案）

- ① 二次評価値の決定に当たり、許容濃度や TLV-TWA の設定がない場合は、ACGIH の TLV-STEL 又は TLV-Ceiling も考慮することを明確化。
- ② ACGIH の TLV-STEL 又は TLV-Ceiling に基づき二次評価値を決定する場合は、比較対象となるばく露レベルとして、急性ばく露に係る評価値に対応する短時間で**のばく露レベルの値に近似しうるものとして、スポット測定により得られる作業毎のばく露最大値をばく露レベルとする。**

2 対応方針を踏まえた各種文書の改正

いずれの文書も上記の対応方針に沿って修正。特に TLV-Ceiling 等の位置付けについては、「リスク評価の手法」において下記②のとおり取り扱うことを検討。

- ①「国が行う化学物質等による労働者の健康障害防止に係るリスク評価実施要領」の改正（資料2-2）

- ②「リスク評価の手法」（参考3-3）の改正
（有害性評価小検討会で検討（次回未定））

許容濃度や TLV-TWA の設定がない場合は、以下に記載の優先順位により、最新の知見を考慮して値を採用する。

- a 米国の REL、ドイツの MAK、英国の WEL、ACGIH の TLV-STEL 又は TLV-Ceiling その他の外国機関において定められた職場環境に関する濃度基準をもとに決定する。（※下線部を追記）

（b～dは省略）

- ③労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン（参考3-2）の改正
（ばく露評価小検討会で検討（次回11月18日開催予定））